

(新旧対照表)相談支援に関するQ&A(令和7年3月18日)

改正後	改正前
問 20 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置要件である実務経験について、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業等が対象となっているが、これに準ずるものとしてはどのようなものが考えられるか。 (答) ○ 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等における業務をはじめとする地域生活支援事業における相談支援業務のほか、例えば、生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業）等の相談支援業務が含まれるものと考えている。 ○ なお、平成 24 年の改正法施行前の「相談支援事業」についても実務経験に含まれるため、申し添える。 (R 6. 4. 5 相談支援関係Q & A 問 20 R 7. 3.18 一部修正)	問 20 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験について、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業等が対象となっているが、これに準ずるものとして含まれる内容としてはどのようなものが考えられるか。 (答) ○ 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等、地域生活支援事業における相談支援に関する事業が含まれるものと考えている。 ○ なお、平成 24 年の改正法施行前の「相談支援事業」についても実務経験に含まれるため、申し添える。